

3. 駅夜間警備業務委託仕様書

車両基地における警備、清掃及び駅安全確認業務委託のうち、駅夜間警備業務委託の履行については、この仕様書の定めによる。

I 業務概要

- 1 履行場所：駅（指定された巡回コースによる）
- 2 業務仕様
 - (1) 本仕様書、関係法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
 - (2) 本仕様書及び契約書その他関係書類に定めがない事項については、発注者の指示に従うこと。
- 3 対象業務
 - (1) 警備業務の範囲
警備の範囲は、指定された巡回コースによるモノレール車内、駅のホーム階・コンコース階。
 - (2) 業務に従事する者（以下「警備員」という。）の勤務時間
平日勤務（土日祝日及び年末年始12月29日から1月3日までを除く全日）
20時00分から23時00分まで（3時間）
 - (3) 業務内容
 - ア 指定された列車で移動し、各駅駐在時には（1）において指定された範囲を巡回し、移動中の車内及び駅に異常がないか確認する。
 - イ 業務開始時は、20時00分までに動物公園駅に入り、都賀駅に巡回開始の連絡をする。
 - ウ 巡回後、動物公園駅に帰着し異常が見られなければ、都賀駅に巡回終了の連絡をする。
 - (4) 業務報告
 - ア 毎日の警備業務の実施内容について、「警備日誌」を作成し、月毎に取りまとめ、翌月初に千葉駅へ提出、確認を受けること。
 - イ 業務中、異常又は事故等を発見した場合は、その都度、必要に応じて千葉駅か都賀駅へ報告し、また業務終了後、報告書を提出すること。
 - ウ 業務の実施状況について会社が報告を求めた場合は、何時でも報告をしなければならない。

4 警備員の資格等

- (1) 警備員は、警備業法上の要件を満たす者とする。
- (2) 配置する警備員について、氏名、検定資格の有無等を記載した「警備員名簿」を作成し、事前に総務課へ提出すること。なお、変更が発生した場合も同様とする。
- (3) 警備員のうち1名を「警備責任者」として選任し、会社へ届け出ること。
- (4) 警備員のうち1名は「施設警備検定2級」以上を所持する者とする。
- (5) 警備員のうち1名は「救命講習修了者（上級救命）」を所持する者とする。
- (6) 警備員は、施設警備経験年数5年以上の者とする。

5 経費の負担

- (1) 発注者負担
 - ア 業務遂行に必要な警備員が着用する発注者指定の腕章
- (2) 受注者負担
 - ア 業務遂行に必要な警備員の制服・制帽・名札及びその他消耗品（事務用品等）
 - イ 警備報告に必要とされる携帯電話及び通信料

6 委託料の支払等

委託料の支払いについては、発注者と受注者との協議により決定し、契約書に記載する。

7 留意事項

- (1) 本業務委託の履行にあたっては、警備業法等関係法令を遵守し、本仕様書等に定められた項目を誠実に履行すること。

また、警備員への賃金の支払いや労働条件についても、最低賃金法等の労働関係法令を遵守するとともに、法令の遵守について、発注者から関係書類等の提出を求められた場合は直ちに提出すること。
- (2) 配置する警備員に対し、警備に必要な服装（制服・制帽・名札）を着用させること。
- (3) 警備業務中は、旅客、本社員に対し適切な言葉遣い、態度を心がけること。
- (4) 巡回中、空き缶や紙屑等ゴミ類を見つけた際は、適切に処理すること。
- (5) 巡回中は、犯罪抑止効果のために、旅客に対するあいさつ、声掛けに努めること。